

受託事業に係る単価等に関する規程

平成24年 4月 1日
 平成28年 4月 1日
 平成29年 2月 1日
 平成29年 8月 1日
 令和 3年 4月 1日
 令和 5年 1月 1日
 令和 6年 4月 1日
 改正 令和 8年 4月 1日

第1条 一般社団法人経済産業統計協会が国等から事業を受託するときの単価等については、この規程の定めるところによる。

(1) 人件費

7h/日

専務理事	56,000円/日	@8,000
主席研究員	42,000円/日	@6,000
主任研究員	35,000円/日	@5,000
研究員・事務職員	17,800円/日	@2,542

(2) 謝金

	大 学	官 公 庁	民間企業/団体	日 本 語 (円/H)	英 語 (円/H)
①	教 授	局長・部長	役員	14,000	21,000
②	助教授	課長 及び相当職	部長、次長 及び相当職	11,000	16,500
③	講 師	課長補佐 及び相当職	課長 及び相当職	9,000	13,500
④	助 手	その他	その他	7,000	10,500

(3) 原稿料

区 分	役職・ランク		原稿 400 字詰め 1 枚当たり単価 (円)	
			日 本 語	英 語
大 学	教 授	A	3,000	3,500
	准教授・講師	B	2,500	3,000
	その他	C	2,000	2,500
民間企業 団 体	役員・部次長・エコノミスト	B	2,500	3,500
	課長・その他	C	2,000	2,500
官 公 庁	局長・審議官級	B	2,500	
	課長・課長補佐	C	2,000	
	その他	D	1,500	

(4) 一般管理費

当該受託事業に係る経費の合計額に100分の10を乗じて得た額を一般管理費として積算するものとする。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。